

○印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の地域手当の支給割合に関する規則

平成 27 年 3 月 31 日
規 則 第 6 号

改正 平成28年 3 月 31 日 規則第 3 号
平成30年 2 月 9 日 規則第 2 号

印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 27 年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第 1 号）附則第 6 項の規定により読み替えられた印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（平成 14 年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第 4 号）第 10 条第 2 項で規定する規則で定める割合は、次のとおりとする。

- (1) 平成 27 年度 100 分の 8.3
- (2) 平成 28 年度 100 分の 9
- (3) 平成 29 年度 100 分の 9.2

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 3 号抄）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。（後略）
- 2 第 1 条の規定による改正後の地域手当の支給割合に関する規則の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第 1 条の規定による改正後の地域手当の支給割合に関する規則の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の地域手当の支給割合に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の地域手当の支給割合に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成 30 年 2 月 9 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の地域手当の支給割合に関する規則の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。